

仮処分命令申立書

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第9部御中

債権者代理人弁護士 ●●

当事者の表示 別紙当事者目録に記載
被保全権利 発信者情報開示請求権

第1 申立の趣旨

債務者は、債権者に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を仮に開示せよとの裁判を求める。

第2 申立の理由

1 本件投稿

インターネットのサイト「5ちゃんねる」(以下「本件サイト」という)では、氏名不詳者により別紙投稿記事目録記載の投稿記事(以下「本件投稿」という)が公開された(甲●:画面)。

2 被保全権利

(1) 特定電気通信

本件サイトの投稿は不特定の者により受信されるため、投稿行為は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以下「法」という)2条1号の「特定電気通信」であり、本件サイトの蔵置されたサーバーコンピュータは法2条2号の「特定電気通信設備」である。

(2) 特定電気通信役務提供者

債務者は本件サイトを管理・運営しており（甲●：インフォメーション¹）、法2条3号、5条1項の「特定電気通信役務提供者」に該当する。

(3) 権利侵害の明白性

本件投稿により、別紙権利侵害の説明記載のとおり、債権者の「権利が侵害されたことが明らか」である（法5条1項1号、甲●）。

(4) 正当な理由

債権者は発信者に対し、損害賠償請求等を予定しており、発信者情報の「開示を受けるべき正当な理由」がある（法5条1項2号）。

(5) 発信者情報の保有

債務者は、投稿の記録として、別紙発信者情報目録記載の各情報を保有している。

(6) 小括

したがって、債権者は債務者に対し、被保全権利として法5条1項の発信者情報開示請求権を有する。

3 保全の必要性

(1) IP アドレスの早期開示の必要性

投稿者を特定するには、債務者が保有する情報では足りず、接続プロバイダに対する発信者情報開示請求が必要となる。

ところが、接続プロバイダの通信記録の保存期間は、多くは3～6か月程度のため（甲●：ログ保存期間）、債権者が債務者に対しIPアドレス開示請求の本案訴訟を提起しても、請求認容時には、接続プロバイダの通信記録は削除されている可能性が高い。

(2) 小括

そこで、投稿者に対する権利行使ができなくなる事態を防ぐため、発信者情報の仮の開示を求めておく必要がある。

¹ <https://5ch.net/>

以上

疎明方法

証拠説明書に記載

添付資料

- 1 甲号証写し……………各1通
- 2 証拠説明書……………1通
- 3 委任状……………1通
- 4 資格証明書……………●通

(別紙) 当事者目録

〒●

債権者 ●

〒●

●法律事務所 (送達場所)

電話 ● F A X ●

債権者代理人弁護士 ●

フィリピン共和国²

L 2 9 ジョイ ノスタルグ センター 1 7 A D B アベニュー オルティガス
センター パッシングシティ

(L29 JOY NOSTALG CENTRE 17 ADB AVENUE ORTIGAS CENTER PAS
IG CITY)

債務者

ロキ・テクノロジー・インコーポレイテッド

(LOKI TECHNOLOGY, INCORPORATED)

上記代表者社長

ウィルソン・M・オルジェ

(WILSON M. ORJE)

² カタカナ表記は提出する訳文に合わせる

(別紙) 発信者情報目録

別紙投稿記事目録記載の投稿記事が投稿された際の下記情報

- 1 投稿者の使用した IP アドレス及びこれと関連付けられたポート番号
- 2 前項の IP アドレスを割り当てられた電気通信設備から債務者の用いる特定電気通信設備に投稿記事が送信された年月日及び時刻 (時分秒)

(別紙) 投稿記事目録

閲覧用 URL	
スレッドタイトル	

投稿番号	
投稿日時	
投稿内容	

投稿番号	
投稿日時	
投稿内容	

(別紙) 権利侵害の説明

1 同定可能性



2 人格権侵害



3 結論

したがって、本件投稿には権利侵害の明白性がある。

以上

仮処分命令申立事件

債権者 ●

債務者 ロキ・テクノロジー・インコーポレイテッド

上申書

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第9部御中

債権者代理人弁護士 ●●

1 管轄上申（海外法人－開示）

債務者は、本邦居住者を対象としてインターネットサービスを提供しており、「日本において事業を行う者」として、民事保全法11条、民事訴訟法3条の3第5号により、日本の裁判所に国際裁判管轄がある。

そして、同法10条の2、民事訴訟規則6条の2により、御庁に管轄がある。

2 無審尋上申

債務者はフィリピン法人であり、双方審尋期日の呼出に半年以上かかることから、双方審尋期日を経ることにより仮処分命令の目的を達することができない事情（民事保全法23条4項但書）があるため（接続プロバイダのログ消失）、無審尋で発令されたく上申する。

3 第三者供託上申

担保が必要となる場合は、債権者に代わり第三者たる弁護士●による立担保を許可されたく上申する。

4 送達遅らせ上申

発令後は債務者の任意の履行が予想されることから、債務者への決定正本の送達を遅らせていただけるよう上申する。

以上